

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 23 回定例
3 月 7 日 (月)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 3 月 7 日に教育委員会第 23 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 3 月 7 日 (月) 開会 9 時 30 分
閉会 11 時 00 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局 (説明員)

| | |
|---------|-------------|
| 杉 山 行 由 | 教育次長 |
| 池 田 和 久 | 理事兼教育総務課長 |
| 高 橋 雄 幸 | 健康安全教育室長 |
| 山 本 知 成 | 教育政策課長 |
| 中 川 好 広 | 情報化推進室長 |
| 平 松 明 子 | 人権教育推進室長 |
| 長 澤 由 哉 | 財務課長 |
| 杉 山 和 幸 | 福利課長 |
| 林 剛 史 | 義務教育課長 |
| 奥 村 篤 篤 | 義務教育課人事監 |
| 渋 谷 浩 史 | 高校教育課長 |
| 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育課長 |
| 北 川 清 美 | 社会教育課長 |
| 増 田 曜 子 | 文化財保護課長 |
| 福 永 秀 樹 | スポーツ振興課長 |
| 唐 國 宏 章 | 静岡教育事務所長 |
| 羽 田 明 夫 | 静岡西教育事務所長 |
| 河原崎 全 | 中央図書館長 |
| 杉 本 寿 久 | 総合教育センター長 |
| 菅 沼 日出彦 | 教育総務課専門監 |
| 大 石 正 佳 | 教育総務課人事管理主事 |

4 その他

- (1) 第 42～45 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1～3 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

1 月 7 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので

朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、興委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 44、45 号議案及び報告事項 3、配付報告 3、4 は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第 44、45 号議案、報告事項 3、配付報告 3、4 は非公開とする。

第 42 号議案 静岡県へき地手当支給規則の一部改正する規則の制定

教 育 長： 第 42 号議案「静岡県へき地手当支給規則の一部改正する規則の制定」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： へき地から外れてしまった場合の、保障措置は本年度中までか。

教育総務課長： へき地に勤務する期間となる。

溝 口 委 員： へき地に勤務している以上、来年度も保障を受けるということか。

教育総務課長： そうである。

溝 口 委 員： 教職員組合からは要望等はなかったのか。

教育総務課長： 要望等はない。

斉 藤 委 員： 新たに赴任してくる教職員から適用されるのか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 以前、つくば学園都市に赴任する研究職員を支援するため、「つくば手当」が支給されたが、事業がスタートしてかなり経って手当て廃止ということになった。へき地から異動しない場合はへき地手当が据え置かれるということであるが、そこから異動しないことがあるならば、一定の期限を区切るべきかと思う。規則の附則を確認したい。

教育総務課専門監： 2 項で規則の施行の日の前日において、別表第 1、第 2 に定める学校または共同調理場に勤務する職員で施行日以降引き続き当該学校または共同調理場に勤務する場合となっており、「引き続き」という文言がポイントとなる。

興 委 員： 制度設計の議論の過程において、へき地手当支給期間を一定期間にするという議論はなかったか。

教育総務課専門監： へき地教育振興法の施行規則に国も同様に規定している。全国的に同じ年に見直しを実施していること、他県も国に準じた扱いをしていることから、附則に明示した。

興 委 員： 国においてその議論はあったか。

教育総務課専門監： 確認していない。

教育総務課長： 「つくば手当」はおそらく特手手当で、へき地手当と目的が違う。へき地手当はへき地において、同じ教育水準を施すための人材確保的な

意味合いが強い。

興 委 員： 「つくば手当」は研究人材確保のためであり、事業が開始して街として整備されてきたので、新たに採用される人材まで手当てする必要はないという理由で廃止された。今回のへき地手当の場合は、新しく赴任する教職員からは支給されない。つくば手当は今までいた人と差が生じるため、見直しを議論した経緯がある。

教育総務課長： 急激に都市化する場合は見直しが必要だが、今回等級が下がったところの例として西伊豆を挙げると、西伊豆教育委員会が移転したことにより等級が下がったという理由となる。

教育次長： このような措置は「激変緩和措置」という。興委員が指摘されたことは、おそらく国においても労使交渉等で議論があったと思うので、県においても国に準拠した。

興 委 員： 担当で国の議論について確認してほしい。

教育長： 他に質疑はないか。

全 委 員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教育長： 第42号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 監査結果に関する報告

教育長： 報告事項1「監査結果に関する報告」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 資料1ページの措置状況であるが、文書の形体でここに添付することはできないのか。

教育総務課長： 後ほど配付する。

興 委 員： 別紙報告であるが、機関名非公表になっているのは監査委員からの指摘か。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 監査委員が機関名非公表とする理由は、教育委員会は教育上の配慮から非公表としてきたが、それらを踏まえた結果ということか。

教育総務課長： そうである。教育委員会の方針を配慮いただいたということである。

溝口委員： それは子どもの窃盗ではないか。

教育総務課長： 子どもへの影響があるということで教員の場合も含む。

教育次長： 当時の背景から説明すると、特別支援学校だったということが大きい。特別支援学校は地域と様々な信頼関係がある中で、地元の特別支援学校に不祥事があったことは伏すよう要望があったので、記者会見でも学校と地域との関係があるということで説明をした。極めて特殊な事例である。

興 委 員： 当該学校設立に関係した方たちの理解促進という観点から、そういっ

た方々に対する説明機会はあったのか。

教 育 次 長： 学校内で説明をしている。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

第43号議案 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針の策定

教 育 長： 第43号議案「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針の策定」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 挑戦的な内容で期待できる。横のつながりについて、はっきりと明示されており共有できると思う。課題として、保育園でも認可保育園と無認可保育園の格差が大きい中で、幼保の関係はめまぐるしく変化しているため、方針も小中学校以上に早く変化する可能性があるので注視していきたい。また、認可、無認可のように縦の問題についても平行して議論を進めてほしい。

義務教育課長： 認可、無認可の保育所の問題であるが、認可保育園でも質の担保は困難で、子育て世代として離職率の高い職場であると実感している。大きな課題なので方針とは別に、保育行政を所管する部署と連携しながら対応していく。

加 藤 委 員： 就学前は、貧困や地域格差によって各家庭の状況が違う中、保育教育が一定水準で行われずに、ただ預かってもらっているだけの場合がある。もう一つは特別支援を必要とする子どもたちである。小学校に上がる段階で特別支援教育は行われるが、幼稚園保育園の段階である程度の特別支援を必要とするかの判断が出来たほうが子どもたちのために良いと思う。明記はされているが、具体的な方策は今後考えていく必要がある。

義務教育課長： 本年度、大学コンソーシアムで大阪大学や浜松医科大学が参加している「こども未来プロジェクト」事業が開設された。こどもの発達科学を医学的に解明しその知見を学校現場に共有していくという取り組みである。静岡県教育委員会としてこの事業に参加しており、先日、研究成果の視察をしたところである。浜松医科大学は「子どものこころの発達研究センター」を設置しており、1200人分の調査実績がある。発達障害の傾向がある子どもたちに対する特別支援の教育的介入を早期に行えば、療育というかたちで効果が高いことは科学的に解明されている。今後、県教育委員会としては、この接続方針に基づいて研修を行うことを明示しているが、研修の中で発達科学に関する内容も盛り込んで内容を充実させていく。

教 育 長： 発達障害は大学でも問題となっていたが、文科省は関係しているのか。

義務教育課長： 文科省も関係している。

渡 邊 委 員： 第 1 章の 12 ページであるが、学校、家庭、地域の横の連携について明記があり良いと思った。現場の先生が方針に沿ってすすめる時に、保護者へこの 3 つの自立が何を指すかを、具体的に示すことができれば、双方の協力によってより良い子どもの支援につながると思う。例えば保育園幼稚園ではこういったこと目指してやっているということなど、分かり易く説明してほしい。

興 委 員： 1 ページにあるように、ヘッディングは円滑な接続に関する方針となっているが、分かりにくい。認定子ども園と小学校の縦の連携を、関係者が集って協議していくことなので、接続期における連携に関する方針とすればよいと思う。9 ページでも接続期に目指す子どもの姿や接続期の関係機関との連携を触れている。あえて※印で縦の接続、横の連携と整理しなくても、全て連携施策として取り組めるのではないかと思う。検討してほしい。

教 育 長： 他に質疑はないか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 43 号議案を原案どおり可決する。

報告事項 2 しずおか型コミュニティ・スクール推進会議報告書

教 育 長： 報告事項 2 「しずおか型コミュニティ・スクール推進会議報告書」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

CS推進会議会長： 現在、県内には 41 校のコミュニティ・スクールと言われる学校運営協議会が導入されており今後も増加する。一方で文科省は全国の 1 割に当たる学校にコミュニティ・スクールを導入する動きがあるが、昨年 12 月の答申では全公立学校に広めていくという目標となっている。そういった中、本県はどのようにコミュニティ・スクールを導入していくかを 1 年間かけて協議してきており、それをまとめた冊子が机上の報告書となる。前半は概況やこれまでの取り組みの説明となり、結論としては後段の 3 項目となる。1 点目は各学校のグランドデザインに、しずおか型コミュニティ・スクールの趣旨を踏まえ、地域との連携・協働を明記することとした。2 点目は「有徳の人づくり」と連動させ、コミュニティ・スクールの形態をもって地域固有の資源の活用を図るということである。3 点目は地教行法で定めるコミュニティ・スクールは人事等に関係することを審議する協議会を設置しなければいけないとなっており、地域住民には壁の高いものとなっている。しずおか型ではそういった壁を作るのではなく、実質的に地域住民が学校運営に参画する協議体を作っていれば、それをしずおか型コミュニティ・スクールに含めていくというものである。しずおか型コミュニティ・スクールは富士山の裾野のように包括的な概念となっており、頂上にある法的にも適用されたコミ

コミュニティ・スクールを目指していくという趣旨である。その3つの要件に対する具体的な施策も示してあり、1点目は研修、啓発の充実である。地域住民とコミュニティ・スクールの制度は格差があるので、地方創生や自治基本条例に連動させた研修が必要となる。2点目はCSディレクターを県全体で包括する連絡協議会を策定、編成していくことであり、連絡協議会の主たる構成員はCSディレクターである。教員1名を雇用するよりもCSディレクターの雇用は容易であり、教職員の多忙化解消にもなり、地域連携はCSディレクターに担ってもらふ趣旨である。3点目は各市町への支援となっており、そういった事業施策も含めた報告となっている。

溝口委員： コミュニティ・スクールの推進には、CSディレクターの役割が大きいと考えるが、CSディレクターの質からコミュニティ・スクール格差が生じることがあるのではないかと考える。CSディレクターの質の担保という点では、CSディレクターの養成が重要ではないかと考えるが、今後のビジョンも含めて教えてほしい。

CS推進会議会長： 研修の重要性は、推進会議でも話題になった。コミュニティ・スクールが認定された学校には、予算措置がされCSディレクターが配置されるが、静岡県内には学校支援地域本部のコーディネーター等が既に学校に入っており、そういった方々は各地域に複数いる。しずおか型ではそういった方々の中からCSディレクターにふさわしい方を学校へ配置していき、富士山の裾野のように下から上へ上げていく仕組みを考えている。

溝口委員： 持続可能なシステムにするためには、支援に入る人たちが学校の様子をきちんと理解した上で活動できるような、情報交換を含めた研修の充実が大事である。アイディアはそれぞれだが、CSを推進していく手法は同じだと思うので、ぜひ研修を充実させ、方法を広めてほしい。

加藤委員： 現在のコミュニティは昔のように結束していない印象で、サラリーマンでそこに住んでいるだけの人もいれば、地元で長くいる方もおり、また、農業、商業、工業等の地場産業で地盤につながるといことで、コミュニティが従来の利害関係と違うコミュニティとなっている。利害がモチベーションとなりコミュニティを盛り上げようとなるが、利害があるゆえに調整が難しくなる場合もある。利害の対立や調整という点で議論されたところがあるか。

CS推進会議会長： 地縁、血縁ということは、「地方創生」の創生の部分がひとつのキーワードとなるが、地縁、血縁という「創生」の部分が乏しくなる。協同のまちづくりや自治基本条例などのかたちで、地域を活性化するための動きが教育以外のところでも起こっており、そういった動きと教育を連動させることをコミュニティ・スクールで図っていく。今までの利害関係を、教育ということで超えていく可能性を感じている。教育は政治や経済から独立しているので、教育はそういった意味でも重要なキーワードとなる。

加藤委員： 移動教育委員会で過疎地域を廻ることがあるが、過疎地域には地域を動かす人材がない現状がある。CSディレクターや地域のリーダーをその地域の人材から選ばないため、外から派遣しないと動かないのではと思う。例えば、ある地域では高齢の方ばかりで、現状維持の意識が強く変えたくない思いがあり、地方自治で任せても好転しないと思う。人材をどのように育てていくかは大きな問題である。

CS推進会議会長： 外部からCSディレクターに近い人たちを入れていくことは、方策のひとつである。

斉藤委員： コミュニティ・スクールは、それぞれ市町によって温度差がある。県教育委員会と学校現場との間に、市町教育委員会があるので、その連携を密にすることが大事である。また、学校運営協議会が十分に一般県民に認知されてないので、県として一層の啓発活動を実施する必要がある。

渡邊委員： 現状、学校支援地域本部が浸透してきている段階で、コミュニティ・スクールということであるが、PTA関係者でコミュニティ・スクールに関わっている方から「関わってよかった」という声を聞いている。その人たちからコミュニティ・スクールの推進には、「産みの苦しみ」があるけれど、活動が動き出すと地域との一体感があり、小中連携や幼保連携という部分でも良い影響が出てきていると聞いているので、もっと広がっていくとよいと思う。

興委員： 法定されているコミュニティ・スクールと、しずおか型の違いが報告書からは分かりにくい。先行実施している磐田市の例があるが「コミュニティ・スクールを敢えて導入する必要はない」という方へ理解を求めていく県の方策が見えてこない。推進会議の中で法定のコミュニティ・スクールとしずおか型の違いを峻別してあればよかったが、今後の課題として「しずおか型コミュニティ・スクールの充実と拡大を図りつつ、法律に基づくコミュニティ・スクールへの移行がしやすい環境の醸成を図る」とあるが、どうしたらそうできるかが報告書から読み取れない。山積する課題は多いと思うが今後何を検討していくのか。

CS推進会議会長： 施策を展開していく。

興委員： 法定するコミュニティ・スクールに向けての過渡期の段階として、しずおか型があると考えてよいか。

CS推進会議会長： そうである。

興委員： どのようにアプローチしていくのか。

CS推進会議会長： 人事に関する意見という点では、地域住民にとって壁が高いので、その壁を低くするという視点で法改正が見込まれている。しかし、地方は特有の固執的な文化を改善する必要があるので、壁が高くても取り入れる意義はある。しずおか型は包含する概念であり「包含」がひとつのポイントであり、国が規定するCSに向かうために、静岡県では「しずおか型」を示し、すそ野を広くするというベクトルを示した形になって

いる。

興 委 員： コミュニティ・スクールの協議の場から、教員人事に対する要望等を出せるかたちとなっているが、人事上の問題について包含できるとあったが、報告書のどこにあるか。

義務教育課長： 28 ページの③となる。

教 育 長： 質疑等はあるか。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 2 を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第 44 号議案 静岡県銃砲刀剣類登録審査委員の任命

※ 非公表

<非>第 45 号議案 平成 27 年度永年勤続者表彰被表彰者の決定

※ 非公表

<非>報告事項 3 平成 27 年度末公立学校校長教頭等登用選考結果

※ 非公表